

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月13日

【四半期会計期間】 第125期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)

【会社名】 曙ブレーキ工業株式会社

【英訳名】 AKEBONO BRAKE INDUSTRY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 宮地 康 弘

【本店の所在の場所】 東京都中央区日本橋小網町19番5号

【電話番号】 03(3668)5171(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員 CFO 草 薙 仁

【最寄りの連絡場所】 埼玉県羽生市東5丁目4番71号

【電話番号】 048(560)1501

【事務連絡者氏名】 経理部長 岡 田 拓 信

【縦覧に供する場所】 曙ブレーキ工業株式会社 Ai-City(本社)
(埼玉県羽生市東5丁目4番71号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第124期 第2四半期連結 累計期間	第125期 第2四半期連結 累計期間	第124期
会計期間	自 2019年4月1日 至 2019年9月30日	自 2020年4月1日 至 2020年9月30日	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日
売上高 (百万円)	102,379	60,511	193,317
経常利益又は経常損失() (百万円)	83	4,178	1,121
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益 又は親会社株主に帰属する 四半期純損失() (百万円)	9,679	5,403	24,855
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	10,866	6,251	26,848
純資産額 (百万円)	38,736	47,219	53,874
総資産額 (百万円)	156,786	129,938	148,959
1株当たり四半期(当期)純利益 又は四半期純損失() (円)	72.62	40.45	186.34
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	71.64	-	89.37
自己資本比率 (%)	21.3	32.3	32.5
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,604	3,963	280
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,594	1,196	2,029
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	19,530	3,399	16,001
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	36,414	24,055	32,687

回次	第124期 第2四半期連結 会計期間	第125期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自 2019年7月1日 至 2019年9月30日	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり四半期純損失() (円)	139.32	19.32

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 第125期第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものでありますが、予測しえない経済状況の変化等さまざまな要因があるため、その結果について、当社が保証するものではありません。

(1) 経営成績の状況

当社第2四半期累計期間(2020年4月1日～2020年9月30日)における当社グループを取り巻く事業環境は、前半は新型コロナウイルス感染症の影響により、自動車販売の世界的な需要減少にともなう生産調整が行われる厳しい状況となりました。後半は、地域により差はあるものの自動車需要は回復傾向にあります。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の状況までにはまだ戻っておりません。

このような厳しい事業環境下ではありましたが、当社グループは、事業再生計画に沿って、事業構造改革の各施策を着実に進めてきました。米国の生産2拠点の閉鎖については、テネシー州の工場は1か月予定を早め7月末に、サウスカロライナ州の工場は計画どおり9月末までに完了いたしました。現在はこれら2工場の土地・建物などの売却処理を進めております。日本における国内4工場の縮小については、工場の生産最適化に向けた改善活動を鋭意実施しており、また国内工場から海外工場への生産移管については完成車メーカーとの調整により多少進捗の遅れがあるものの、国内工場間の生産移管は計画より予定を早めて着手しております。欧州においても、フランスのアラス工場及びスロバキア工場について、当社に損失が生じない形での提携又は売却の交渉を継続しております。今後も事業再生計画の下、全ての地域・拠点・事業部門において、聖域なき構造改革を実行し、黒字化の実現を目指します。

当第2四半期連結累計期間(注)における当社グループの業績は、米国では完成車メーカーのモデルチェンジによって生産終了となる製品が増えたことに加え、当社が生産拠点を有する全地域において新型コロナウイルス感染症の影響を受け、お客様である完成車メーカーの工場稼働停止や事業活動の制限などがあったことにより、当社グループの受注も大きく減少し、売上高は605億円(前年同期比40.9%減)とリーマンショック時を超える落ち込み率となりました。利益面では、事業構造改革の一部の施策の効果、及び各国政府の休業補償などの補填はありましたが、急激な受注減少による影響が大きく、31億円の営業損失(前期は営業利益17億円)となりました。経常利益については、円高の影響により為替差損を計上したこともあり、42億円の経常損失(前期は経常利益1億円)となりました。

特別損益については、第1四半期に米国の生産2拠点を閉鎖することに伴うリース設備の中途解約損失9億円を含む事業構造改善費用10億円を計上しました。当該損失は、事業再生計画に沿った計上であり、これにより、親会社株主に帰属する四半期純利益は54億円の損失(前期は97億円の利益)となりました。

(単位：億円)

	前期	当期	増減	増減率
売上高	1,024	605	419	40.9%
営業利益	17	31	48	- %
経常利益	1	42	43	- %
税金等調整前四半期純利益	107	52	159	- %
親会社株主に帰属する四半期純利益	97	54	151	- %

セグメントごとの業績は次のとおりです。

(単位：億円)

	売上高				営業利益			
	前期	当期	増減	増減率	前期	当期	増減	増減率
日本	367	257	110	29.8%	11	9	20	- %
北米	443	209	235	52.9%	12	25	13	- %
欧州	73	58	15	20.6%	0	1	1	- %
中国	81	50	31	37.9%	4	0	4	- %
タイ	39	26	13	33.3%	2	1	1	42.7%
インドネシア	98	56	42	43.2%	11	1	10	90.2%
連結消去	77	51	26	- %	1	2	1	42.8%
連結	1,024	605	419	40.9%	17	31	48	- %

日本

新型コロナウイルス感染症の影響により受注が大幅に減少し、5月を底に月ごとに回復傾向にはあるものの、売上高は257億円(前年同期比29.8%減)となりました。

利益面では、前期に行った早期退職措置及び固定資産の減損損失の計上による労務費及び減価償却費の減少、報酬・給与等の減額、経費削減の効果はありましたが、大幅な売上減少にともなう利益減少の影響をカバーするには至らず、9億円の営業損失(前期は営業利益11億円)となりました。

北米

完成車メーカーのモデルチェンジによって生産終了となる製品が増えたことにより、過年度から引き続き受注が大幅に減少したことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により受注が4月は9割減少、5月は8割減少(ともに前年同月比)したことで、売上高は209億円(前年同期比52.9%減)となりました。

利益面では、前期から継続して進めてきた人員の適正化及び生産性改善の効果はありましたが、大幅な売上減少による利益減少の影響が大きく、25億円の営業損失(前期は営業損失12億円)となりました。

欧州

新型コロナウイルス感染症の影響により、期初に受注が大幅に減少し、その後、6月以降には受注が回復してきたものの、売上高は58億円(前年同期比20.6%減)となりました。

利益面では、売上減少の影響が大きく、1億円の営業損失(前期は営業利益2千万円)となりました。

中国

新型コロナウイルス感染症の影響により、2月上旬から中旬にかけて工場の稼働を停止しましたが、それ以降徐々に受注が回復してきました。しかしながら、売上高は50億円(前年同期比37.9%減)と大きく落ち込みました。

利益面では、政府による社会保険料の減免や、経費削減の効果はありましたが、売上減少の影響が大きく、1千万円の営業損失(前期は営業利益4億円)となりました。

タイ

タイの経済成長の鈍化及び新型コロナウイルス感染症の影響により、自動車販売台数も伸び悩む中、補修品向け製品は増加しましたが、米系完成車メーカーのタイ市場撤退や、海外向け輸出製品の受注減少などもあり、売上高は26億円(前年同期比33.3%減)となりました。

利益面では、生産・調達の合理化に加え、基幹部品である鋳物を外部購入から当社の鋳物工場での内製に切り替え、付加価値を高めたことも寄与し、営業利益は1億円(前年同期比42.7%減)と黒字を維持しました。

インドネシア

インドネシアの経済成長の鈍化や自動車関連の規制、一部日系完成車メーカーの撤退に加え、新型コロナウイルス感染症の影響により、国内向けの自動車用製品の受注が減少し、欧州向けグローバルプラットフォーム車用製品の受注も減少したことにより、売上高は56億円(前年同期比43.2%減)となりました。

利益面では、原材料の市場価格上昇による価格転嫁、生産性改善や購入部品の内製化、現地調達への切り替えなどの合理化効果があったものの、売上減少の影響が大きく、営業利益は1億円(前年同期比90.2%減)となりました。

(注) 当第2四半期連結累計期間とは

(1) 北米・中国・タイ・インドネシア 2020年1月～2020年6月

(2) 日本・欧州 2020年4月～2020年9月 となります。

(2) 財政状態の状況

資産、負債及び純資産の状況

(単位：億円)

(資産の部)	前期末	当期末	増減	(負債・純資産の部)	前期末	当期末	増減
流動資産	801	640	161	流動負債	356	247	109
現金及び預金	327	241	86	仕入債務	202	133	70
売上債権	309	217	93	有利子負債	40	23	17
たな卸資産	141	154	13	その他	115	92	23
その他	24	29	5	固定負債	594	580	14
固定資産	689	660	29	有利子負債	500	486	14
有形固定資産	563	535	28	その他	94	94	1
投資有価証券	46	49	3	負債合計	951	827	124
その他	79	75	4	純資産	539	472	67
総資産	1,490	1,299	190	負債・純資産	1,490	1,299	190

(資産)

当期末の資産は1,299億円と前期末比190億円の減少となりました。

流動資産は640億円と前期末比161億円の減少となりました。これは主に、新型コロナウイルス感染症の影響による売上高の減少などにより売上債権が93億円減少したことに加え、米国の生産2拠点の閉鎖に関連する支出などにより現金及び預金が86億円減少したことによるものです。固定資産は660億円と前期末比29億円の減少となりました。これは主に、減価償却費の計上などにより有形固定資産が28億円減少したことによるものです。

(負債)

当期末の負債は827億円と前期末比124億円の減少となりました。

流動負債は247億円と前期末比109億円の減少となりました。これは主に、売上債権の減少にともない仕入債務が70億円減少したことに加え、米国2拠点の閉鎖に関連する支出などによりリース債務が26億円減少したことによるものです。固定負債は580億円と前期末比14億円の減少となりました。これは主に、長期借入金が10億円、リース債務が3億円減少したことによるものです。なお、有利子負債残高509億円から「現金及び預金」を控除したネット有利子負債残高は269億円であります。

(純資産)

当期末の純資産は472億円と前期末比67億円の減少となりました。これは主に、親会社株主に帰属する四半期純損失54億円の計上に加え、円高の影響により為替換算調整勘定が9億円減少したことによるものです。

(3) キャッシュ・フローの状況

当期末の現金及び現金同等物は、前期末比86億円減少の241億円となりました。

(単位：億円)

	前期	当期	増減
営業活動によるキャッシュ・フロー	36	40	76
投資活動によるキャッシュ・フロー	56	12	44
計 (フリー・キャッシュ・フロー)	20	52	32
財務活動によるキャッシュ・フロー	195	34	229

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

主な要因として、税金等調整前四半期純損失 52億円及び減価償却費30億円に加え、事業再編による支出19億円などにより、資金が減少となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

主な要因として、日米を中心とした設備投資により有形及び無形固定資産の取得による支出が13億円となり、資金が減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

主な要因として、ファイナンス・リース債務の返済による支出29億円及び配当金の支払額4億円などにより、資金が減少となりました。

(4) 経営方針

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は1,074百万円であり、この他に日常的な改良に伴って発生した研究開発関連の費用は2,149百万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが優先的に対処すべき課題について重要な変更はありません。

(7) 従業員数

連結会社の状況

当第2四半期連結累計期間末の当社グループの従業員数は、日本セグメントにおいて本社間接系従業員の早期退職措置を実施したことや、北米セグメントにおいて米国2工場を閉鎖したことなどにより、前連結会計年度末の7,652名から906名減少し、6,746名となりました。

提出会社の状況

当第2四半期連結累計期間末の当社の従業員数は、本社間接系従業員の早期退職措置を実施したことなどにより、前事業年度末の1,022名から129名減少し、893名となりました。

(8) 重要な設備の新設等

当連結会計年度における当社グループの設備の新設等の計画は、前事業年度の有価証券報告書提出日時点において確定しておりませんが、以下のとおり策定しております。

当社グループは、多種多様な製品を国内外で開発・製造・販売しており、その設備の新設・更新等の計画を個々のプロジェクト毎には決定しておりません。そのため、セグメント毎の数値を開示する方法によっております。当連結会計年度の設備投資は5,830百万円であり、セグメント毎の内訳は次のとおりであります。

セグメントの名称	投資予定額 (百万円)	設備の内容
日本	1,960	老朽更新、新規立上げ投資、工場再編投資など
北米	2,210	新規立上げ投資、工場再編投資、合理化投資など
欧州	310	環境対策、研究開発、新規立上げ投資など
中国	780	新規立上げ投資、環境対策、老朽更新など
タイ	240	合理化投資、新規立上げ投資、IT投資など
インドネシア	330	新規立上げ投資、環境対策、内製化投資など
合計	5,830	

(注) 1 上記の金額に消費税等は含まれておりません。

2 設備計画投資に係る今後の主要資金については、主として、自己資金をもって充当する予定であります。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	543,000,000
A種種類株式	20,000
計	543,000,000

(注) 当社の各種類株式の発行可能種類株式総数の合計は543,020,000株であり、当社定款に定める発行可能株式総数543,000,000株を超過しますが、発行可能種類株式総数の合計が発行可能株式総数以下であることにつきましては、会社法上要求されておりません。

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	135,992,343	135,992,343	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株(注)2
A種種類株式	20,000	20,000	非上場	単元株式数 1株(注)3
計	136,012,343	136,012,343		

(注) 1 「提出日現在発行数」欄には、2020年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 完全議決権株式であり、権利内容に特に限定のない当社における標準となる株式であります。

3 A種種類株式の内容は、以下のとおりです。

1. 種類株式に対する剰余金の配当

(1) A種優先配当金

当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、「配当基準日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」といいます。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」といいます。)に対し、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりを支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」といいます。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) A種優先配当金の金額

A種優先配当金の額は、配当基準日が2020年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円(以下、「払込金額相当額」といいます。)に、4.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2020年4月1日以降に開始し2021年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、4.5%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2021年4月1日以降に開始し2022年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、5.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が2022年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、5.5%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(但し、当該配当基準日が2020年3月末日に終了する事業年度に属する場合、2019年9月30日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

当社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(下記(4)に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、当社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本(4)に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本(4)において「不足事業年度」といいます。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」といいます。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が2020年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率4.0%の利率で、当該事業年度が2020年4月1日以降に開始し2021年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率4.5%の利率で、当該事業年度が2021年4月1日以降に開始し2022年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率5.0%の利率で、当該事業年度が2022年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率5.5%の利率で、1年ごと(但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。))から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本(4)に従い累積する金額(以下、「A種累積未払配当金相当額」といいます。)については、下記9.(1)に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

2. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記9.(2)に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「A種残余財産分配額」といいます。)の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日(以下、「分配日」といいます。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われぬものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記1.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」といいます。)

3. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

4. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、2019年10月1日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下、「請求対象普通株式」といいます。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「普通株式対価取得請求」といいます。)ができるものとし、当社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、()A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額並びに()A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、下記(3)及び(4)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本4.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

2020年6月30日まで	: 1.13
2020年7月1日から2021年6月30日まで	: 1.20
2021年7月1日から2022年6月30日まで	: 1.27
2022年7月1日から2023年6月30日まで	: 1.34
2023年7月1日から2024年6月30日まで	: 1.41
2024年7月1日から2025年6月30日まで	: 1.48
2025年7月1日以降	: 1.55

(3) 当初取得価額

当初取得価額は80円とする。

(4) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(4)において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、「取得価額調整式」といいます。))により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、「株主割当日」といいます。))の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{matrix} (\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数}) \end{matrix} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\begin{matrix} (\text{発行済普通株式数} - \text{当社が保有する} \\ \text{普通株式の数}) \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{matrix}}$$

当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

行使することにより又は当社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本において同じ。)の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本による取得価額の調整は、当社又は当社の子会社の取締役、監査役、執行役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記乃至のいずれかに該当する場合には、当社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

その他、発行済普通株式数(但し、当社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。

- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日(但し、取得価額を調整すべき事由について株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)が提供する適時開示情報閲覧サービスにおいて公表された場合には、当該公表が行われた日)に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下、「VWAP」といいます。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

- (5) 普通株式対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(6) 普通株式対価取得請求の効力発生

普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(5)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

(7) 普通株式の交付方法

当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

5. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A種種類株主は、2019年10月1日以降いつでも、当社に対して、下記(2)に定める額の金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、「金銭対価取得請求」といいます。)ができるものとし、当社は、当該金銭対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、下記(2)に定める額の金銭を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。但し、金銭対価取得請求に基づきA種種類株主に対して交付される金銭のうちA種種類株式1株当たりの払込金額相当額に金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数を乗じた額の合計額が、累計で66億円を超える場合には、A種種類株主はかかる金銭対価取得請求を行うことはできない。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額

A種種類株式の取得と引換えに交付する金銭の額は、金銭対価取得請求に係るA種種類株式の数に、()A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める金銭対価取得プレミアムを乗じて得られる額並びに()A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額とする。なお、本5.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。

「金銭対価取得プレミアム」とは、金銭対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

2020年6月30日まで	: 1.05
2020年7月1日から2021年6月30日まで	: 1.12
2021年7月1日から2022年6月30日まで	: 1.19
2022年7月1日から2023年6月30日まで	: 1.26
2023年7月1日から2024年6月30日まで	: 1.33
2024年7月1日から2025年6月30日まで	: 1.40
2025年7月1日以降	: 1.47

(3) 金銭対価取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(4) 金銭対価取得請求の効力発生

金銭対価取得請求事前通知の効力は、金銭対価取得請求事前通知に要する書類が上記(3)に記載する金銭対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。金銭対価取得請求の効力は、当該金銭対価取得請求事前通知に係る金銭対価取得請求日において発生する。

6. 金銭を対価とする取得条項

当社は、2019年10月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日(以下、「金銭対価償還日」といいます。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部(但し、一部の取得は、1,000株の整数倍の株数に限る。)を取得することができる(以下、「金銭対価償還」といいます。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、()A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに()A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本6.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例その他当社の取締役会が定める合理的な方法によって、A種種類株主から取得すべきA種種類株式を決定する。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号のいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

2020年6月30日まで	: 1.08
2020年7月1日から2021年6月30日まで	: 1.15
2021年7月1日から2022年6月30日まで	: 1.22
2022年7月1日から2023年6月30日まで	: 1.29
2023年7月1日から2024年6月30日まで	: 1.36
2024年7月1日から2025年6月30日まで	: 1.43
2025年7月1日以降	: 1.50

7. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

8. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 当社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

9. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第1順位、A種優先配当金が第2順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。
- (2) A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。
- (3) 当社が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた按分比例の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

10. 種類株主総会の決議

定款において、会社法第322条第2項に関する定めはしておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日		136,012		19,939		

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数の 割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町 1	15,495	11.59
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井 6 - 26 - 1	12,111	9.06
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	4,958	3.71
アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町 2 - 1	3,133	2.34
曙ブレーキ誠和魂従業員持株会	東京都中央区日本橋小網町19 - 5	2,342	1.75
株式会社日本カストディ銀行(信託 口5)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	2,287	1.71
林 勇一郎	神奈川県川崎市麻生区	2,200	1.64
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋 1 - 4 - 1	2,000	1.49
セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前 1 - 5 - 1	2,000	1.49
スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300	1,751	1.31
計		48,278	36.13

(注)上記のほか、当社が実質的に所有している自己株式が2,413千株あります。

所有議決権数別

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権数 に対する 所有議決権数 の割合(%)
トヨタ自動車株式会社	愛知県豊田市トヨタ町 1	154,951	11.60
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井 6 - 26 - 1	121,111	9.07
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町 2 - 11 - 3	49,580	3.71
アイシン精機株式会社	愛知県刈谷市朝日町 2 - 1	31,337	2.34
曙ブレーキ誠和魂従業員持株会	東京都中央区日本橋小網町19 - 5	23,423	1.75
株式会社日本カストディ銀行(信託 口5)	東京都中央区晴海 1 - 8 - 12	22,870	1.71
林 勇一郎	神奈川県川崎市麻生区	22,000	1.64
伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社	東京都中央区日本橋 1 - 4 - 1	20,000	1.49
セコム株式会社	東京都渋谷区神宮前 1 - 5 - 1	20,000	1.49
スズキ株式会社	静岡県浜松市南区高塚町300	17,510	1.31
計		482,782	36.17

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	A種種類株式 20,000	-	(注) 3
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,413,100	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 133,470,700	1,334,697	同上
単元未満株式	普通株式 108,543	-	
発行済株式総数	136,012,343	-	
総株主の議決権	-	1,334,697	

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が3,500株(議決権35個)含まれております。また、株主名簿上は当社名義となっておりますが実質所有していない株式1,000株(議決権10個)は、株式数の欄には含まれておりますが、議決権の数の欄には含まれておりません。

2 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式3株が含まれております。

3 A種種類株式の内容は、「(1)株式の総数等 発行済株式」に記載しております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 曙ブレーキ工業(株)	東京都中央区日本橋小網町19-5	2,413,100	-	2,413,100	1.77
計		2,413,100	-	2,413,100	1.77

(注)上記のほか、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質所有していない株式が1,000株(議決権10個)あります。なお、当該株式数は、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含めております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32,687	24,055
受取手形及び売掛金	30,922	21,652
商品及び製品	4,560	5,231
仕掛品	1,585	1,720
原材料及び貯蔵品	7,940	8,431
その他	2,545	3,041
貸倒引当金	155	151
流動資産合計	80,084	63,980
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	50,506	50,057
減価償却累計額	37,448	37,769
建物及び構築物(純額)	13,058	12,288
機械装置及び運搬具	154,268	152,779
減価償却累計額	132,263	132,051
機械装置及び運搬具(純額)	22,005	20,728
土地	13,928	13,846
建設仮勘定	5,871	5,226
その他	22,767	22,826
減価償却累計額	21,319	21,415
その他(純額)	1,448	1,412
有形固定資産合計	56,311	53,501
無形固定資産	2,663	2,424
投資その他の資産		
投資有価証券	4,629	4,918
退職給付に係る資産	3,094	3,074
繰延税金資産	626	524
その他	1,553	1,518
貸倒引当金	2	2
投資その他の資産合計	9,900	10,034
固定資産合計	68,875	65,958
資産合計	148,959	129,938

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2020年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,223	13,268
短期借入金	316	1,262
1年内返済予定の長期借入金	300	300
リース債務	3,343	722
未払法人税等	751	316
未払費用	6,266	5,397
賞与引当金	1,388	874
設備関係支払手形	230	332
その他	2,831	2,241
流動負債合計	35,648	24,711
固定負債		
社債	2,000	2,000
長期借入金	46,527	45,515
リース債務	1,478	1,132
役員退職慰労引当金	28	29
退職給付に係る負債	2,459	2,452
繰延税金負債	1,396	1,438
再評価に係る繰延税金負債	1,668	1,668
その他	3,881	3,776
固定負債合計	59,438	58,009
負債合計	95,086	82,720
純資産の部		
株主資本		
資本金	19,939	19,939
資本剰余金	19,933	2,366
利益剰余金	3,813	15,570
自己株式	1,625	1,612
株主資本合計	42,060	36,262
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,881	2,112
土地再評価差額金	3,911	3,911
為替換算調整勘定	937	8
退職給付に係る調整累計額	379	301
その他の包括利益累計額合計	6,350	5,729
新株予約権	13	3
非支配株主持分	5,452	5,224
純資産合計	53,874	47,219
負債純資産合計	148,959	129,938

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
売上高	102,379	60,511
売上原価	91,562	56,856
売上総利益	10,817	3,655
販売費及び一般管理費	1 9,087	1 6,741
営業利益又は営業損失()	1,731	3,086
営業外収益		
受取利息	25	24
受取配当金	91	85
持分法による投資利益	12	-
雇用調整助成金	-	489
その他	151	79
営業外収益合計	280	678
営業外費用		
支払利息	995	522
為替差損	339	446
製品補償費	133	54
休業手当	-	401
その他	461	348
営業外費用合計	1,928	1,770
経常利益又は経常損失()	83	4,178
特別利益		
固定資産売却益	58	1
投資有価証券売却益	49	-
債務免除益	43,063	-
補助金収入	18	22
新株予約権戻入益	10	1
その他	500	-
特別利益合計	43,697	24
特別損失		
固定資産除売却損	118	4
減損損失	2 24,020	-
投資有価証券売却損	16	-
事業構造改善費用	1,155	1,025
リコール関連損失	7,804	-
特別損失合計	33,113	1,029
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	10,666	5,183
法人税、住民税及び事業税	699	198
法人税等調整額	103	16
法人税等合計	596	215
四半期純利益又は四半期純損失()	10,071	5,398
非支配株主に帰属する四半期純利益	391	5
親会社株主に帰属する四半期純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()	9,679	5,403

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失()	10,071	5,398
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	845	230
為替換算調整勘定	155	1,162
退職給付に係る調整額	105	78
その他の包括利益合計	795	853
四半期包括利益	10,866	6,251
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	10,544	6,024
非支配株主に係る四半期包括利益	322	227

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	10,666	5,183
減価償却費	4,933	3,009
減損損失	24,020	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	45	9
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	327	170
受取利息及び受取配当金	116	110
支払利息	995	522
持分法による投資損益(は益)	12	-
固定資産除売却損益(は益)	61	3
投資有価証券売却損益(は益)	33	-
債務免除益	43,063	-
売上債権の増減額(は増加)	2,566	8,829
たな卸資産の増減額(は増加)	905	1,479
仕入債務の増減額(は減少)	2,893	6,574
その他	6,852	129
小計	5,163	693
利息及び配当金の受取額	116	110
利息の支払額	957	521
法人税等の支払額	732	820
法人税等の還付額	13	22
事業再編による支出	-	1,861
その他	-	200
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,604	3,963
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形及び無形固定資産の取得による支出	5,947	1,312
国庫補助金等による収入	36	-
有形及び無形固定資産の売却による収入	96	69
投資有価証券の取得による支出	6	0
投資有価証券の売却による収入	229	-
その他	2	46
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,594	1,196
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	793	932
長期借入金の返済による支出	128	679
株式の発行による収入	19,928	-
配当金の支払額	-	402
非支配株主への配当金の支払額	422	373
セール・アンド・リースバックによる収入	108	-
ファイナンス・リース債務の返済による支出	748	2,877
自己株式の純増減額(は増加)	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	19,530	3,399
現金及び現金同等物に係る換算差額	81	75
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	17,620	8,632
現金及び現金同等物の期首残高	18,794	32,687
現金及び現金同等物の四半期末残高	36,414	24,055

【注記事項】

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の広がり、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、主要なお客様である完成車メーカーにおいても生産調整を行ってきたことにより、当社グループにおいても、全ての地域において生産拠点の一時的な稼働停止等の影響が出てきておりますが、一方では、経済再開の動きもあり徐々に回復に向かいつつあります。

当該感染症の収束時期及び当社グループの業績に与える影響を合理的に予測することは困難であります。お客様からの足元の受注情報・業績の見通し等の外部情報を踏まえ、前期末と同様、2020年4～6月を底に、年末まで徐々に回復し、来年年明け以降、元の水準にほぼ回復するとの一定の仮定のもと、固定資産の減損や繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結貸借対照表関係)

偶発債務

債務保証

連結会社以外の会社の金融機関等からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

前連結会計年度(2020年3月31日)		当第2四半期連結会計期間(2020年9月30日)	
協同組合ウイングバレイ	19百万円	協同組合ウイングバレイ	19百万円

(注) 協同組合ウイングバレイに対する債務保証は、他社負債額を含めた連帯保証債務総額(前連結会計年度末46百万円、当第2四半期連結会計期間末46百万円)のうちの当社グループ負担額であります。

(四半期連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料	2,985百万円	2,299百万円
賞与引当金繰入額	126百万円	186百万円
退職給付費用	124百万円	107百万円

2 減損損失

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当社グループは、製品カテゴリを資産グループの基礎とし、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングを行っており、主に国内事業の売上高が、今後、中長期的に減少する見込みであることから、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	金額
日本 埼玉県羽生市及びさいたま市、山形県寒河江市、福島県桑折町、岡山県総社市ほか	事業用資産	土地	5,694百万円
日本 埼玉県羽生市及びさいたま市、山形県寒河江市、福島県桑折町、岡山県総社市ほか	事業用資産	建物及び機械装置など	13,882百万円
日本 埼玉県羽生市ほか	研究開発用資産	機械装置など	4,444百万円
合計			24,020百万円

(注)回収可能価額は、使用価値により算定しており、将来キャッシュ・フローを8%で割り引いて評価していません。

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金及び預金勘定	36,414百万円	24,055百万円
現金及び現金同等物	36,414百万円	24,055百万円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 株主資本の著しい変動

当社は、2020年7月30日開催の定時株主総会の決議に基づき、その他資本剰余金を17,160百万円減少し、同額をその他利益剰余金に振り替え、欠損填補を行っております。なお、これによる株主資本の合計金額への影響はありません。

2. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年7月30日 定時株主総会	A種種類株式	402	20,111.50	2020年6月19日	2020年7月31日	資本剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への 売上高	32,489	43,136	6,731	7,852	3,614	8,557	102,379	-	102,379
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	4,208	1,206	578	261	268	1,216	7,737	7,737	-
計	36,696	44,342	7,309	8,113	3,882	9,773	110,116	7,737	102,379
セグメント利益 又は損失()	1,066	1,181	19	402	210	1,098	1,614	117	1,731

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

(単位:百万円)

	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア	全社・消去	合計
減損損失	23,894	-	126	-	-	-	-	24,020

当第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント						合計	調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	日本	北米	欧州	中国	タイ	インド ネシア			
売上高									
外部顧客への 売上高	23,054	19,786	5,330	4,997	2,394	4,951	60,511	-	60,511
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	2,693	1,103	474	38	197	602	5,107	5,107	-
計	25,746	20,888	5,804	5,035	2,591	5,553	65,618	5,107	60,511
セグメント利益 又は損失()	923	2,458	88	12	120	108	3,253	167	3,086

(注) 1 セグメント利益又は損失()の調整額は、セグメント間取引消去であります。

2 セグメント利益又は損失()は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失()	72円62銭	40円45銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益又は 親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	9,679	5,403
普通株主に帰属しない金額(百万円)	2	-
(うち優先配当額(百万円))	(2)	(-)
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益 又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(百万円)	9,677	5,403
普通株式の期中平均株式数(千株)	133,253	133,568
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	71円64銭	-
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	2	-
(うち優先配当額(百万円))	(2)	(-)
普通株式増加数(千株)	1,857	-

(注)当第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月13日

曙ブレーキ工業株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸	地	肖	幸
--------------------	-------	---	---	---	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉	原	一	貴
--------------------	-------	---	---	---	---

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている曙ブレーキ工業株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、曙ブレーキ工業株式会社及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。